

令和 5 年 第 8 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 8 月 30 日(水) 午後 2 時 30 分から午後 4 時
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室
3. 出席委員 27 名

農業委員 (18 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
1	委 員	田中 正代	10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員 (9 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

- 第1 農業委員会長招集あいさつ
- 第2 主要会務報告について
- 第3 議事録署名委員の選任(1 番:田中正代、2 番:白鳥誠司)
- 第4 総会の公開について
- 第5 審議

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について(1 件)

議案第 35 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について(6 件)

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(7 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
事務局次長 吉田 哲郎
農業委振興担当 両角 将代志
主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

会長代理	<p>それでは定刻となりましたので、これより茅野市農業委員会第 8 回総会を開催したいと思います。皆さん大変お忙しい中ありがとうございます。</p> <p>それでは開会に先立ちまして本日の総会成立宣言を行いたいと思います。本日の出席者は 27 名全員ということで本日の総会は成立することを宣言いたします。</p> <p>それでは次第に従いまして 1 番、農業委員会会長招集あいさつということで、牛山会長をお願いします。</p>
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	<p>皆さん、こんにちは。8 月もいよいよ終わりとなります。本日は 8 月度の定期総会にご出席いただきありがとうございました。処暑もこの間過ぎたということで、朝晩は過ごしやすい季節になったかなと感じます。そして明後日には 9 月ということで秋の入り口を迎えます。また今年は猛暑の関係で水稻の刈り取りが例年よりも 5 日前後早くなるのではないかとということで、関係者は動き出しているとの情報も聞いています。しかしいずれにしましてもここ連日、まだニュースによりますと 11 月頃まで暑さが続くのではないかと報道がされており、学者さんの間には『日本の四季は無くなり二季になるのではないか』といった冗談じみた話も真剣にされ出したという状況で、今後 50~60 年の内にどうになってしまうのか、心配されるところでございます。いずれにしても皆で、この時代に合った農業を支えていく事になるだろうと思います。</p> <p>さて、農業委員会の基本的な活動でもあります、農地の見守り、農地パトロールもおかげをもちまして、皆さんご多忙の中、時間を割いていただき調査をしていただきまして半分以上が終わったと聞いております。多様な仕事の間に実施していただき、本当に感謝しております。また日中の猛暑、11 月まで暑さが続くということですので、体調管理には十分に気を付けていただきまして、水分補給していただきながら農作業、残りの農地パトロール、また今後も農地の見守りを念頭にいただき、お願いしたいと思います。</p> <p>さて本日の審議件数は事前に通知した通りでございます。今回件数はあまりありませんが審議後に地域計画に向かった取組みの関係について事務</p>

	局より説明がありますのでお願いします。今日もタブレットをお持ちかと思 います。まだ不具合があると思いますが補正していきたいと考えておりますので よろしくお願ひ致します。以上です。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして2.主要会務報告ということで、引き続き牛山会長お願ひしま す。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
代理	続きまして議事録署名委員の選任については、1番の田中正代委員、2 番の白鳥誠司委員のご両名にお願ひいたします。 続きまして総会の公開について、ということで、牛山会長お願ひします。
4. 総会の公開について	
会長	それでは審議に入ります前に総会の公開・非公開について協議いたしま す。発言につきましては挙手の上、議席番号・氏名を告げてからお願ひしま す。本日の審議は事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は3 条が1件、5条が6件の計7件になります。他、農用地利用集積計画の貸 借権設定が7件になります。審議内容には個人的な内容も含まれておりま すが、会議は原則として公開として進めたいと思ひますが皆さんにお諮りい たします。公開で良いと判断される皆さんは挙手をお願ひします。 (全員挙手) ありがとうございました。全員の賛同を得られましたので本日の総会は公 開として進めていきます。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは審議に入ります。スムーズな進行にご協力をお願ひします。 議事日程第5審議、第34号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請 について」を議題といたします。 順次事務局から説明をお願ひします。
次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	申請番号1について、地区担当委員から現地調査の報告をお願ひしま す。
7番委員	8月26日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図3-1を ご覧ください。渡人は遠方で管理ができません。何年も耕作がされていま せんでした。受人は耕作地が近くにあり耕作しやすいと思われま す。現地を確認したところ未耕作地がなくなることには希望が持てま す。通作距離、機械、労働力、地域との関係などを見ましてもこの売買に問題はないと見てまいりま

	した。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さん、また事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 1 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	<p>それでは、議事日程第5の議案第 35 号「農地法第 5 条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案について順次説明をお願いします。</p>
次長	<p>こちらは先月の総会時に事務局の手違いで地番の誤り等があり許可を見送った案件になります。申請書等を差し替えて転用担当者と委員さんと打合せをいたしましたので、採決をお願いします。</p> <p>【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
10 番委員	<p>現地調査の結果は先月述べた通りで問題はありません。書類上の不備というところは、改めて提出があり確認ができましたので問題はないという所でいいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま地区担当委員さんから調査報告がございました。質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 1 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	賛成多数により申請番号 1 については、原案の通り決定といたします。
議長	続きまして事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
14 番委員	<p>8 月 19 日、宮川地区委員 4 名で現地を確認いたしました。案内図5-2をご覧ください。申請地は農振区域外、準工業地域の不耕作あるいは非管理の水田 2,372 m²を土木建設会社に売却。受人のは購入地に 5 条転用により資材置場、除雪機、重機置場とするための許可申請になります。渡人</p>

	<p>は不耕作で管理しておらず、過去 10 年以上草ボウボウの状態農地パトロールにおいても目立つ存在でした。土地を購入する土建会社は近隣に除雪機と重機置場がございますが、手狭になり用地を探していました。現地を確認いたしましたところ水田から畑にするために盛土がされた不耕作地となっております。転用予定地東側の水田は盛土で低くなりますので 1m の後退で確実に維持でき、耕作に支障のない配慮をした管理が必要です。転用申請地は信州の文化財として有名な史跡諏訪氏安国寺御廟所に接しております。戦国時代に武田信玄に滅ぼされた諏訪頼重の叔父一族の墓碑と供養塔が御廟所には存在しております。御廟所に直接接した部分においては境界線から 1m 後退して盛土造成するだけでなく、転用後におきましても御廟所からの景観にも配慮した資材置場としての活用が必要と考えられますので、その旨の条件付与が必要と考えます。受人土建業者にとりましても地域に根差した業者として発展していく為には景観や環境に配慮した資材置場としての活用が自己の経営にプラスに働くものと考えられます。転用はやむを得ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局から説明がありました。意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 2 については、原案通り決定いたします。</p>
14 番委員	<p>ちょっとすみません。僕もこれで結構だと思いますが、転用に関しては許可だけ『こういう方法でやってください』というかたちで事務局の方から業者の方にひと言、申し添えていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>では地域の要望ということで、条件ではありませんが環境に配慮した一語を付け加えていただきたいということです。要望がありましたのでお願い致します。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
27 番委員	<p>8 月 18 日、宮川地区委員 4 名で現地の確認をしてまいりました。案内図 5-3 をご覧ください。渡人と受人は親子関係ということで、被害防除措置、関係書類等に問題はないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ただいまの地区担当委員さん及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 3 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	賛成多数により申請番号 3 は、原案通り決定いたします。
議長	続いて事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	<p>8 月 20 日、豊平地区委員 3 名で現地確認に行ってきました。案内図 5-4 をご覧ください。受人は現在借家住まいで、子どもが成長して手狭になったため住宅を建築して移住したいと考え、家族の希望である家庭菜園用地も確保できる土地を探していました。申請地は法面を除き 923 m²あり、庭及び家庭菜園ができる十分な広さです。渡人は共有名義で 9 名ですが高齢者が多く耕作管理が困難のため売却することとなりました。隣接地とは適切な距離を取って住宅を建築するので日照や通風の影響は軽微であると思われます。隣接農地所有者 3 名には 8 月 3 日に事前説明がされています。営農条件に影響を及ぼす恐れは特にありません。雨水排水は敷地内にて地下浸透、汚水は公共下水道へ接続します。被害防除措置は適切に行われていると思われます。問題なしと見てまいりましたのでご審議よろしくお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 4 番について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	賛成多数で申請番号 4 番は、原案通り決定いたします。
議長	続いて事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	<p>8 月 20 日、豊平地区委員 3 名で現地を確認しました。案内図 5-5 をご覧ください。渡人は手不足のため申請地の耕作管理が困難で受人に売却したいと申し入れをしていました。受人はアパート経営のノウハウもあり近隣に</p>

	<p>大学があるほか、工場も多く賃借人の需要が見込まれることから土地を譲り受け共同住宅の建設をすることとしました。隣接地とは適切な距離を取って住宅を建築するので日照・通風等の影響は軽微であると思われます。隣接農地所有者 1 名には 8 月 1 日に事前説明をしております。雨水は敷地内地下浸透、汚水は公共下水道に接続、その他被害防除措置は適切と思われます。問題なしと見てまいりましたのでご審議よろしく願いたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは担当地区委員さん、また事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p>
1 番委員	<p>進入口はどこになりますか。</p>
3 番委員	<p>案内図を見ていただきますと、申請地の南側に“家”と書かれたところがありますが、ここは更地になっています。道沿いの宅地も更地になっているため、進入について問題はありません。</p>
議長	<p>1 番委員さんよろしいでしょうか。</p>
1 番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他に質問等のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 5 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 5 番は、原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>8 月 20 日、豊平地区委員 3 名で現地確認に行ってきました。案内図 5-6 をご覧ください。申請地の面積は 50 m²です。受人は平成 25 年に申請地の東側に土地を購入し住宅を建築しました。現在西側の隣接地に住宅が建築中で、距離が近くプライバシーの観点で距離を保ちたいということから申請地を譲り受けて自身の住宅敷地としたいと考えました。渡人は要請に応じ、贈与することとしました。隣接農地所有者 1 名には 8 月 4 日に事前説明がされています。雨水排水は敷地内地下浸透、現況のまま使用するため申請地北の用水路への影響はないと思われます。問題はなしと見てまいりましたのでご審議よろしく願いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)</p>

議長	<p>質問・意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 6 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 6 番は、原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
19 番委員	<p>8 月 24 日、玉川地区委員 4 名により現地を確認しました。案内図 5-7 をご覧ください。申請地は住宅に囲まれた第 2 種農地です。渡人は高齢で病弱であり労働力不足のため耕作や管理が困難となっています。受人は近年、子育て世代の住宅需要が顕著なことから地元の住宅購入希望者の供給事業を行うための土地を探していたところ、渡人から土地の買い取りを要請されたため応えることになりました。現地を確認しましたところ周辺は宅地化が進んでいる状況で 3 面を宅地に囲まれており、農業用水路はありません。隣接農地所有者との境界確認は済んでおり被害防除措置は適切です。渡人の目的通り建売住宅 6 棟を建築してもなんら支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの地区担当委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 7 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 7 番は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>続いて議事日程第 5 の議案第 36 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 1 から申請番号 7 について議案書をもとに一括で説明】</p>
議長	<p>ただいま利用権設定につきまして申請番号 1 から申請番号 7 について、事務局より説明がありました。</p> <p>質問等ありましたら挙手をお願いします。</p>
14 番委員	<p>地代ですが 3 番、5 番、7 番は金額の記載がありませんが、使用貸借ということでしょうか。</p>
次長	<p>分かりにくくて申し訳ありません。議案書の真ん中あたりに『賃貸借権』ま</p>

	<p>たは『使用貸借権』とあります。『使用貸借権』については賃金の発生しない貸借になります。</p>
14 番委員	<p>あ、分かりました。真ん中にきちんと『使用貸借権』と書かれていますね、見えませんでした。申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>他に意見等のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 から 7 まで、一括でお願い致します。原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数により 7 件の利用権設定につきまして原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p>
10 番委員	<p>報告と提言です。議事録に残していただきたいのでお願いします。 皆さん周知の内容かと思いますが、水不足という点でかなり被害を受けているところになります。ちの地区の横内水域におきましては過去 10 年に渡り、水田に必要な取水ができていないということが分かりました。今年の水不足でそれがはっきりとしました、という所です。影響としましては横内の水田の半分以上が 7 月下旬から全く取水ができていないと、干からびているという状態になります。これにつきまして横内区長さんはじめ、仲町区長さんや各市議会議員の先生方、農林課の皆さんにかなりご対応いただいたという背景があります。原因は上川の取水口の八束張という所からの水入れ、この水量が不足しているということが分かりました。農業者からは『八束張からの水を確保してもらわないと困る』といった声がかかなり多いことと、『横内の田んぼについては農地として求められていないのか』といった強い声が上がってきております。農林課土地改良係、荒井係長さんからは『八束張の取水口については消火用の治水、農業用水路の役割で設置された背景があるということで、消火用については市内の消火栓配備が完成しているところと、農業用については適用水域が求められるので農地が少ない八束張水域の大掛かりな是正工事対応というのは現実的には無理』という回答をいただいております。ここですが、元々横内というのは水田の街という所で、その後に横内の区画整理事業によって水田が一掃されたと言わざるを得ないという風に思います。水路計画についても稲作をそもそも含めていないではないか、というところで水が来ないから農業を続けられず、次々と稲作を辞めていると、水がいいところはあるのですが、やむなく辞めてしまう人が多いというような話を、先輩方からよく聞きます。区画整理にみられるように市の対応</p>

	<p>が農地を減らしている要因に繋がっているというかたちも言えるのかなど。また水域での農家が少ないから工事ができないという説明については、ちょっと適切ではないんじゃないかという風に私は考えます。農業委員会で策定することになっています地域計画に対してなんですけれども、そもそも市として農地として期待している部分と、そうでない部分というのがやはりあると思うんですけど、そういった所に対して宣言いただきたいという風に思います。八束張水域に関しましては、農業用水路の是正ができないようであれば、その旨を文書で発行してほしいという話も伺っております。私もたまたま横内から出ているもので、水域で農地を守っている皆さんがいらっしゃいますので、そういった皆さんへの説明という意味でも、ちょっと市の方でもご協力いただきたいという風に思って、述べさせていただきました。以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。水不足の問題が長年あったということで特に今年ですね、7月2日に大雨が降った後、ずっと渇水状態ということで、正直な話、私の所も7月5日から8月お盆前まで田んぼに水がなく、ひび割れていた状態ということで、今年は稲の分けつも進んでいないという状態で、私の周りは大体5反歩ぐらいがそのような状態ということで、今年はかなり厳しかったのではないかなと思います。それぞれ、行政の担当課で色々やってくれて何とか復旧していますが、ただ、今の横内の関係につきましては、昔は農業用水、また防火用の自然水利とか生活用水ということでやったんですが10番委員さんの言うように消防に関しては消火栓が配備されて必要はないということで、あと、段々市街化して宅地化されることによって、昔はそこから全員が同じように米を作っていたということで水路というものをみんなが意識して管理していたということですが、そういったことがなくなっていく中で地元から出ている委員さん達もしょうがないか、ということでここまで来て、それが実は10年前からそんな風になっていたということかと思えます。昔、八束張の取入れについては私が農林課長を務めていたころ、ちょうど10年前ですが、大水が出ればまずは本町の御座石前の取り入れ口とか、八束張の取り入れ口、後は今年崩れましたが木落しの下の方の宮川の方もね、取り入れ口が必ずと言ってもいいくらい担当係長がとんで行って、すぐに重機を手配して水の確保をしました。やはり時代とともに変わっていったということだと思います。ただ行政としては地元からも言ってこなかったということもあるかと思いますが、地元にしてみれば『水が来ないから作れないんだよ』という原因があったからなくなったということで、鶏か卵かの話になってくると思いますが、いずれにしてもそこで人が住んで農業を営んでいる人がいるのであれば、それはやはり水を確保していく、農地は農地として使っていくということは原則的な考えではないかなと、捉えております。ただ時代の流れと主にそこはどうやっていくかということは今後、地域計画あるいは土地利用の計画の</p>

	<p>中で今後しっかりと話し合っていきたいということですので、今回の目標地図の策定ということもありますけれど、宮川・ちの地区においては土地利用計画の観点から今後どうしていくかということも今後のことをしっかりと皆さんと話をしながらやっていって、行政の方に上げていきたいかなと思っております。農業委員会としてもそういったことがしっかりとまとめれば要望として行政の方に意見としてあげるといこともできますので、今後もよろしくお願ひします。是非皆さんの考え方というのをお聞かせ願ひればと思ひております。ただ今回横内ばかりではなく私の住んでいる玉川栗沢も市街地との接点ということで皆土地を売りたい人ばかりですから世代が変わっていくと水路や農道には見向きもせず草も刈らないという状態になっていますので、やはりそういう所もしっかりとその地域に入って話ができればと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。10番委員さん、そんなところで、お願ひしたいと思ひます。</p> <p>27番委員さん、お願ひします。</p>
27番委員	<p>今の提言は水がないという話に尽きるのですが、どうして水が不足しているのか、これは10年前に突然水が減ったのか来なくなったのか、ちょっとよく分からない話で、そもそも以前農地だったところを構造改善しましたと、構造改善した時点で水の取り入れ、量、じゃあ八束張から入れるという量がどの位で、ここに構造改善したところ、全て潤うなという流れの中でしたと思ひますよ。それが、今現実にならないうか、上川はちゃんと流れていて、その水をどうして取り入れられていないのか、というのが問題なのかなというのが気になってしょうがないんですけど、どこに原因があつて我々はそれに対してどのようにしていくのかということを探まないと、この話つて先に進まないし解決しないような気がします。</p>
10番委員	<p>色々ヒヤリングした中で言うと、恐らく話しをしていない、追いついていないという所で、水量が増すごとに石が流されちゃつて、それに対して取水が取れない、という物理的な原因と、後は上川から出てくる水、水位が季節によって減ってくるということ。春は全然いいんですけどこの時期になるとかなり減つてきて、減つてくると取水の水が水門よりも下になるということで、水域も大きいですし、末端まで行くまでにもう干からびちゃうという感じですよ。ですので今年も春先から結構砂利を取ってもらつたり上川の取水口の所に石を積んで戴いたり、そういった軽微な事はやっていただいています。そういったことでこれまで何とかやってきたんだけど、ということだと思ひます。だから根本的にやりようとしてはコンクリートの堰みたいなものを作る、といったやり方はあるんだけど、市としてはそういったことに関してのお金というのはなかなか難しい、一級河川で県の方に行くとなかなか難しい、また上川の権利問題もあつてですね、漁業組合とか、そういった所の理解もなかなか難しいという話のよ</p>

	うでした。
局長	<p>行政の話も出ましたが、私も随時報告は受け、協議はしております。本当に農業をやっておられる方の水の必要性というものについては、その地区によって重要なものであることはもう間違いないので、水がないと耕作をしたくてもできないということがありますので、その土地によって水の必要性というのがありますので、その地区は農家があまりいないから重視していないとか、お金を掛けないということは全然思っているところではございません。やはりそれぞれ横内にしてみても会長の粟沢にしてみても水のないところについては水が行くようにという算段をこれまでも務めてまいりました。今回横内地区には大変ご迷惑を掛けていると思っているところでございます。ですが本当に今年の雨の少なさというものが輪をかけております。でも川に水がないわけではないので、あの水をこちに回せないかということをお話も区長さんとも話をされている訳なんです、今 10 番委員さんからお話があったように漁協さんとの関係もあります。鮎の解禁ということもあって本来であれば 6 月 2 日に災害で多少は下がっているものに加えて今、これだけ日照りが続いて雨量が少なくなっている、通常に水嵩の 20 センチ以上マイナスになっているということがございます。水位が下がっている中で八束張から横内方面へ流れていく取水のところが、いくらか段差になっていて、取水がしにくい状況になるので、我々も仲町や横内の区長さんにお話をいただく中で極力そっちへ水が集まるようにする算段というのはもう数か月に渡ってやっているところです。水がもうこれでは田んぼが、という話の中ではポンプを据えたりだとか、ガードレールの羽を持って行ってこっちへ水がくるようにとか、誘導をしてみたのですがやはり末端まで行くことについては十分な水が確保できないということで、10 番委員さんにもご心配をおかけしています。我々としてもどうやったら水の確保ができるのかということは、いろいろな条件ですね、その時々の条件で、鮎が 9 月 20 日までダメということで川の中に大きな重機が入れないということであればそれまでの間、水が使えるように、じゃあポンプを入れてみようか、で、今度ここ 2~3 日の内にはもっと大きな径のポンプを入れて八束張堰から水を流そうと、その 9 月の 20 日までの間に水が少ないということであれば、それだけの期間に水が充分に行けるか分かりませんが水が行くように口径の大きいポンプを入れて水を送ろうとか、今実際考えてやろうとしています。ただ横内の皆さんは、恒久的に水が確保できるような取水口の構造にしてもらえないかということをお話なのですが、やはり 10 番委員さんからもお話があったように一級河川の取入れ口をいじくるような形になるので、ちょっと容易にはいかないような部分があって、大変申し訳ないのですが今日も建設事務所の方になんとか、誘導できるような施策、対応ができないかということも相談に行っている状況でございます。ですので、本</p>

	<p>当にそこは農業をやらなくてもいい土地だよ、というようなことを市の方で考えている訳では決してありませんので、その辺は誤解がないようにお願いしたいと思います。何にしる必要なところについては条件がきく中で、できるだけことはやります。そのことだけはお伝えをしておきたいと思います。</p>
16番委員	<p>新井も1つの水路を宮川から取入れているのですが、一つの水路について水が通らなくて、農林課にお願いしてやはりポンプアップしています。新井の場合は無理を言ったせいか機械については農林課持ち、発電機の燃料(ガソリン)については地権者持ちということで話をし、3台のポンプを入れてもらって水を入れています。今の時期はそれしかしょうがないのでこれが11月、12月ですね、水が少なくなった時期に来年もまたポンプというわけにはいかないから、ということで自然堰で水の流れをある程度溜めて流してもらえるような形で今お願いをしております。やはり県が絡む事なのでなかなかうまくいくかどうかかわからない。先ほど、市でなかなか工事は難しいという話がありましたが、確かに漁協と上川は一級河川なので建設事務所との兼ね合いが難しいということだと思います。茅野市も、農林課も予算の範囲でできる事はやっていると思います。ある所から聞いたらやはり横内はポンプアップしていると、新井よりも大きなポンプが何台か入っているよという話を聞きました。中河原で田んぼを作っている7名は中河原の堰を、自分の田んぼから歩いて木落しの取水口まで行ったけれども改善の余地がないということでやはり農林課にお願いしているという話を聞いています。時期が時期だけになかなか難しい部分もありますし、先ほどから言いますように県も絡んでいることですので市だけでなんとかなることでもないんですけども、市は市なりにやることはやっていると、私はそういう風に考えています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。いずれにしても水問題、やはり水問題茅野かなというところかなと思いますが、まあ一番は本当に農村地帯とか市街地という風にはっきりしていて皆同じような生活体系ならいいんですけどやはり混在しているところにこういった問題が起きるんじゃないかと思っております。自分は全然関係ないんですけども、当番制なので自分に水の水門の当番がきたと言って、勤め人が今まで農業をやったことのない人がやっても、やはりうまくいかない、そんなことがあるかと思いますが、やはり先ほども言ったように農地を農地としてどこまで維持できるか、維持して行かなければいけないのか、その地域に対して農地をどの様な考えでもっていくかというのは今回の目標地図、また地域計画に結びつくのかなと思っております。以前からも言っていますが、農振農用地、地域におきましては地域計画ということで土地基盤強化法に基づく地域計画に持っていきますが、そうでない用途地域宮川・ちの、埴原田の一部も入るのかな、そういう所に関しては農山漁村活性化法</p>

という土地利用計画でしっかりと農業者又は農地に必要な水とかインフラ整備というものをやはり打ち立てていかなければいけないのかなと思っております。その地域で話をする中で「もう農業をやめよう」ということになればそれはいいんだけどもそういう訳にはいかないと思います。それと消防署の人達とも話をしたのですが、もう消火栓がこれだけ普及していればこの堰を潰してもいいかと聞きましたら、「いや、自然水利というのはいざという時になったら必要だから絶対にその水は止めないでくれ」と多くの消防職員が言っています。やはりいざとなった時にそこを使うという、自然の環境を利用することは大事だとおっしゃっていたので、やはりそのところも地域、区長さん達も交える中でもう一度自分たちの住む住環境にまた目を向けてもらって今回の農業問題とも考える中で、もっと地域の意思統一ができていければいいかなと考えておりますので、また各地域に入った時に忌憚のない意見を聞きながらお願いできればと思っております。今回の水問題につきましては我々農業をやる者の環境を守っていくのが農業委員ということになりますので、この問題につきまして事務局の方と話しをしながらある程度方向性が出たところでもう一回皆様にお諮りしながら市に対する要望というものをしっかり提案していくことができればいいかなと考えておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

14 番委員

今思うに会長のお言葉通りだと思いますが、やはりですね、これ今年我々百姓をやるのにもとんでもなく暑くて熱中症になるような感じ、やっぱり気候変動が多く絡んでいて、且つまた渇水もあるし、もしかしたら一週間後に線状降水帯豪雨が取水口辺りにバーっとやられちゃう可能性もないでもない、というような状況で非常に今、我々が農業をやっていく上での危機的状況が来ているというように思う訳です。その結果が八束張であったり新井であったり中河原とかの方の水取りだとか、玉川とかですね、出ますね、まあこういった中でですね、流域治水だとかそういった感じでやっぱりこれに対応するような枠組みを作ろうという動きというのは国だとか学会だとかいろいろな分野で非常に進んできておりますので、県なんかでもそれ流域治水なんか建設課の係長課長なんかは一生懸命言っていると思いますし、あと地域循環共生権というのかな、そういったかたちでやはり水っていうのは上から下までずっとつながっているからみんながつながり合う中でこれはやっていくと、水の管理をしていくということを新たに考えていかなければいけない、まあ茅野の場合は堰の問題だとかいろいろで先陣的な地域ですけれども、そこにおける 21 世紀的な新たな枠組みを求めている。求められているというかね、そういった新たな段階に到達しているということですね、まあ国際的にも SDGs の 5 番目の水の辺りの所は非常に強調されていますけれども、それがまさに我々の所に現実に来ていると、そうした中で我々はやっぱり生き物を

	<p>相手にしている訳だから、出来る限りおっしゃられているような形のポンプアップだとかできる限り生き物を絶やささないような形をとりつつ、市、また県、国のほうに農業委員が本当に一番よく分かっているのは農業委員会ですので、こちらの方の意見をですね、どんどん上げていくと、だから今 10 番委員さんとか、各委員のいろいろな議論というのは非常に大切なものですので、事務局の方もしっかりとですね、これを市の方に県の方に上げていただきたいなという風に思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。久しぶりにこんな風な一つのことでもって皆の意識がひとつの方に向かっているというのは大事なことかと思しますので、また審議会の委員長をされている 14 番委員さんにもお知恵をいただく中で農業委員会としても進めていきたい、今年度の課題としたいと考えています。よろしく願います。また各地区でも、またこの水の問題等があるかと思ます。やはり荒地が出て来て田んぼを作らなくなった、でも今度はそのところに大きな農業法人が入ってきて田んぼを作りだして水を掛けるんだけど、草を刈らないので水路が流れない、そんなことで水が急に来なくなったとか、そんな問題はちょこちょこあるかと思ます。やはりそんなことも我々が農業を取り巻く環境の改善ということで農地パトロール、また農地の見守りという観点からしっかりと目を向けてもらって、NO というものはしっかりと NO と言うんだ、ということで皆でもって称え合う、そんな農業委員会になればいいかなと思っております。そんなことで農業者の皆さんがやるせなくなるんじゃなくて、やりがいのある環境を目指していければいいかなと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>10 番委員さん、よろしいでしょうか。また水問題につきまして何かありましたら課長がいつでも現地へ飛んでいきますので連絡を入れて下さい。お願い致します。</p>
議長	<p>それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。</p>

令和 5 年 8 月 30 日

議長

委員

委員